

和ト協発第21号
令和6年4月15日

会 員 殿

(公社)和歌山県トラック協会
会 長 阪 本 享 三

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業の実施について (助成金のご案内)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、新たに運転者として採用した若年ドライバーの ①特例教習の受講、②準中型免許取得した際の費用の一部助成を行うこととなりましたので、ご活用頂きますようご案内致します。

記

1. 予算総額 全国で9,870万円 ※ただし、予算額に達した時点で締め切ります。
2. 助成期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日
※本事業については、経過措置として前年度(令和5年度)に受講または取得した分についても、助成の対象とする。
3. 助成対象 以下の教習または免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用
(1) 特例教習の受講
(2) 準中型免許のうち
①準中型免許の新規取得②5トン限定準中型免許の限定解除
4. 助成金額 特例教習の受講費用の1/3 上限10万円
準中型免許の新規取得 4万円を上限
5トン限定準中型免許の限定解除 2万5千円を上限

※上記助成額にかかわらず、会員ごとに上限を30万とする。事業者が全額費用負担していることが条件となっております。運転者が個人で受講もしくは免許取得費用を支払った場合は助成金対象外となります。

5. 助成金交付要件 別紙助成金交付要件を参照下さい。
6. 申 込 先 別紙申請書及び添付書類を当協会宛持参または送付して下さい。
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
(公社)和歌山県トラック協会 交付金課
TEL (073) 422-6771

※交付要綱、申請書類様式等につきましては、和ト協ホームページ (<http://www.watokyo.org>) 【助成金のご案内】をご覧ください。

和歌山県トラック協会が行う上位運転免許(大型・中型・けん引・準中型)取得助成事業につきましては7月中旬より実施予定となっております。【免許取得期間 令和6年3月1日～令和7年2月28日】

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業における
助成金交付要件（第4条関係）

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ① 当該事業者が、令和5年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③ 当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること。
- ④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上